

東京工業大学博物館資史料館部門公文書室利用等規程一部改正理由

本改正は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。令和4年4月1日施行。）により、行政機関及び独立行政法人等の関係法律における「個人情報」の定義が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

東京工業大学博物館資史料館部門公文書室利用等規程一部改正案新旧対照表

アンダーラインの部分が改正点である。

改正案	現行
<p>目次（略）</p> <p>第1条～第7条（略）</p> <p>（個人情報漏えい防止のために必要な措置）</p> <p>第8条 公文書室は、特定歴史公文書等に個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と<u>容易に照合</u>ことができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。<u>以下同じ</u>。）が記録されている場合には、法第15条第3項の規定に基づき、当該個人情報の漏えいの防止のため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>（以下略）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第1条～第7条（略）</p> <p>（個人情報漏えい防止のために必要な措置）</p> <p>第8条 公文書室は、特定歴史公文書等に個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合ことができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、法第15条第3項の規定に基づき、当該個人情報の漏えいの防止のため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>（以下略）</p>